

ミャンマーの株式で制限されている民間会社の設立

ほとんどの管轄区域と同様に、ミャンマーでも最も一般的で実用的な形態のビジネス手段は、株式で制限されている民間会社「PCLS」です。

2018年8月にミャンマー会社法2017「MCL」とミャンマーの電子登録システム「MyCo」と企業レジストリを導入したことで、PCLSを投資企業管理局「DICA」と統合するためのより速く、より簡単でアクセスしやすいプロセスが総会しました。

以下に、設立後の考慮事項とともに、設立プロセスにおける主要な要件と手順の概要を簡単に説明します。

主な要件

PCLS;

- 少なくとも1名の株主と1名の取締役を置く必要があります。株主はそれ自体が法人になることができますが、取締役として働くことができるのは自然人だけです。一人の自然人が、PCLSの唯一の株主と唯一の取締役両方になることができます。
- 少なくともミャンマーに通常居住している取締役1名が必要です。これは、12カ月の期間のうち少なくとも183日間ミャンマーに滞在することの意味です。しかし、居住者の取締役はミャンマーの市民である必要はありません。
- 株主を50人以上にすることができません。および
- 会社秘書を持つことができますが、秘書は強制ではありません。

MCLは、PCLSの設立に最低資本要件を課すものでも、ミャンマーの最低所有レベルに対する要件を課すものでもありません。ただし、ミャンマーでのさまざまな事業および投資活動のための投資および営業許可およびライセンスに関しては、現地の所有権および最低資本要件が適用されます。そのような要件の対象となる分野に参加するためにPCLSを組み込む場合は、それに応じて会社の資本と所有権を構成する必要があります。

設立プロセス

会社設立申請書「およびその他の会社の申請書」は、MyCoにオンラインで作成できるようになりましたが、それでもハードコピーの申請書をDICAに提出することは可能です。MCLはまた、会社設立申請書のハードコピー版を作成し、会社設立申請者に代わって署名することを依然として要求しています。ハードコピーフォームの署名入りコピーは、会社の登録事務所に保管する必要があります。会社登記プロセスがアウトソーシングされている場合は、署名されたフォームが、MyCoに提出する詳細に関するアウトソーシングサービス提供者への指示としての役割を果たすこともできます。

会社登記に必要な情報のほとんどは、英語でDICAに提出することができます。

提出が必要な情報項目は以下のとおりです。

- 新会社の提案名
- 会社の各取締役の個人情報

- 会社が秘書を持つ場合は、会社秘書の個人情報
- 外国人取締役のパスポート ID ページとミャンマーの住民基本台帳カードの全ての スキャン コピー「もし会社秘書がいれば、それも必要です。」
- ミャンマーの会社の登録住所
- 会社の主たる事業所の住所「登録住所と異なる場合」
- 会社は究極の持ち株会社かどうか「すなわち、新しく設立された会社を支配する持株会社、直接または 経由 介在する 実体かどうか」もしそうであれば、究極の持ち株会社の名前、登録番号と設立の管轄
- 会社設立時に発行される予定の株式の総数とそれらの株式が表示される予定の通貨 – 米ドル「US Dollar」またはミャンマーチャット「MMK」
- 会社設立時に発行される予定の各クラスの株式について、
 - 株式クラスの完全なタイトル
 - 設立時に発行される予定のクラスの株式の総数
 - 設立時にクラスの株式に支払われる総額
 - 設立時にクラスの株式に対して未払いとなる総額
会社の各自然人株主の個人情報、その人が保有するクラスと株式数の詳細、とそれらの株式に対する支払った総額と未払いの総額
- 会社の各自然人株主の個人情報、その人が保有するクラスと株式数の詳細、とそれらの株式に対する支払った総額と未払いの総額
- 会社の各組み込まれた株主の登録の詳細、その組み込まれた事業体によって保有されるクラスと株式数の詳細、とそれらの株式に対する支払った総額と未払いの総額
- 会社が DICA が作成したテンプレート憲法の形で会社憲法を採択するのか、それとも独自の会社憲法を採択するのか。会社が独自の会社憲法を選択する場合は、ミキサー語「オプションで英語」の憲法の写しを法人設立申請の一部として DICA に発行する必要があります。

各取締役と会社秘書「もしあれば」は、設立前にそれらの役割で行動するために書面で同意する必要があります。各創設株主はまた、株主になることを書面で同意し、会社設立申請書に記載されているとおりに割り当てられる株式を引き受けることに同意する必要があります。同意書の原本と会社設立申請書の原本の署名入りハードコピーは会社の登録事務所の住所「できれば会社登録ファイルの一部として」で開催されなければなりません。

憲法

MCL によると、ミャンマーに設立された会社は、「憲法」と呼ばれる単一の会則文書を持つ必要があります。DICA は会社登記申請の一環としてこれを指名することにより、新会社が容易に採用できるテンプレート会社憲法を作成しました。創設株主が異なる形態の憲法を採択することを望む場合、ミャンマーの憲法のコピーが会社登記請書に添付されなければならない「英語のコピーも添付されることも必要です」。「ご注意：DICA テンプレート憲法は普通株式の発行のみを規定しており、新会社が設立時に追加のクラスの株式を保有する場合は、最小、DICA テンプレート憲法を修正して追加クラスの詳細を含める必要がある」。

一部の重要な義務

すべての株主とすべての取締役が「場合によっては」、決議の決定を同じで決議文の写しと声明を含む文書に署名したら、PCLS のすべての株主とすべての取締役は会議を開催しないで書面で決議を渡すことができます。

従業員数が 30 人未満で、歳入が 50 百万 MMK 未満の企業は MCL の下では「小会社」と定義され、年次総会「AGM」の開催と DICA への監査済み口座の提出の要件から除外されます。

その他の PCLS「小会社ではない」は設立日から 18 ヶ月以内、その後は年に 1 回、会議の合間に 15 ヶ月以内に AGM を開催することが依然として必要があります。そのような会社の監査済みの財務諸表は、AGM に提出され承認されなければなりません。

新しく設立された会社は、設立後 2 か月以内に会社の重要な詳細と情報を確認する最初の年次申告書を提出しなければなりません。その後の年次申告書は、その後少なくとも年に 1 回、会社設立の記念日から 1 か月以内に提出する必要があります。

新しい憲法の採択または既存の憲法の改正には、株主の特別決議による承認「75%多数決の決議」が必要であり、憲法改正の通知を DICA に提出する必要があります。取締役の選任と辞任と役員詳細の変更、新規株式の割当と既存株式の譲渡はすべて DICA に通知しなければなりません。ただし、ほとんどの場合、届出書のみを提出する必要がありまして、原本は会社が保持しています。

Based in Yangon, Livingstons Legal is an independent corporate legal practice focusing on enabling the burgeoning Myanmar investment market. Our firm is staffed by local lawyers familiar with the business environment, laws, regulations and practices of Myanmar as well as international lawyers with expertise in inbound investment and cross-border transactions.

We offer a broad service commercial capability across industries, with a focus on market entry, investment, development and finance activities. Our senior lawyers have significant in-house experience, which gives Livingstons Legal a valuable commercial and practical perspective on providing legal services to both foreign and domestic businesses



LMK Partnerships (Myanmar) Co., Ltd.
Room 9A (Level 9), Pansodan Business Tower
Corner of Anawrahta Road and Pansodan Street
Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
Tel: +95 (0)934 604 4794
Email: contact@livingstonslegal.com
www.livingstonslegal.com
